No.379

Nagoya Syokuhinkai

発 行 所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1TEL052(953)5901

名古屋市食品国民健康保険組合 名古屋市中区栄四丁目 14番 21号 愛旅連ビル 4階 TEL052(261)7661(代) https://meishoku-kokuho.or.jp

> 令 和 和

五

年

度

予算な

険

料

百円

げ

その他は据置き~

で開催されました。
ス(名古屋市中区錦三丁目)
分から名古屋市中区錦三丁目)
分から名古屋市中区錦三丁目)

ど四つの議案と一つの報告 度の組合事業計画、 屋知子市健康福祉局参事 可決承認されました。 議案・報告事項も原案通り 事項が上程され、 組合会において、令和五年 事が進められました。この 員が指名され、組合会の議 議員と喫茶組合寺澤恵子議 名者として東地区関山和重 事長の開会の辞に始まり 冨久議長の下で、議事録署 ありました。その後、太田 丹橋左門理事長の挨拶、 食品衛生)の来賓祝辞が 組合会は、三浦邦雄副理 いずれの 予算な

者数は、一万七〇七八人と当組合の年間平均被保険業計画並びに予算編成方針第一号議案の令和五年度事

して、①レセプト点検、②して、①レセプト点検、②と療費通知の毎月実施、③医療費通知の毎月実施、③医療費通知の毎月実施、③医薬品)の利用促進のためのお知らせの送付、④受診・指導等を行います。また、指導等を行います。また、指導等を行います。また、指導等を行います。また、指導等を行います。また、指導等を行います。

ました。
二一万六八〇〇円と見込みについては、対前年度三・については、対前年度三・については、対前年度三・については、対前年度三・

令和四年度では、コロナウ減少していました。しかし、となどにより、被保険者が期高齢者医療制度へ移るこ七十五歳到達の高齢者が後齢化等による事業の廃止・歳入は、①組合員の高

います。の増加で補助金が逓減して d_° に歯止めがかかっていま により、 険者が、 年一二月末時点では、 三二%が一三%となる。) ました。その結果、令和四 加入する事例が多くみられ 和三年中の事業所得が増え 業補償措置などにより、 低い特定被保険者 保険料が大幅に増えたこと 令和四年度分の市町村国保 イルス感染症対策による休 人増加しました。このこと により、事業者が当組合に しかし、国庫補助率の 前年より一三八七 保険料収入の減少 (補助率 被保

の増等があります。

小高額な新薬や医療の増加の増等があります。

小による高額を整めた幅な増齢者の占める割合の低下に等医療費の漸増、②前期高齢者支援金・介護齢者の占める割合の低下にいる高額な新薬や医療の高度の増加の増等があります。

険料のみ月額三百円増額のやむを得ず介護納付金の保むのような事情のためも増加しています。 ては、一人当たりの負担額では、一人当たりの負担額がここ五年間で二四·七%がここ五年間で二四・七%がここ五年間で二四・七%がここ五年間で二四・七%がこいるが、一人当たりの負担額がある。

> た。 料は据え置くこととしまし改定を行い、その他の保険

令和五年度の予算総額は 組合予算 令和五年度当

五十四億六百九十六万四千

一部を改正する規約第三号議案・当組合規約のりです。

するものです。料の賦課額)の規定を改定一時金)及び第16条(保険一規約第11条(出産育児

ものです。 制の整備に関する基本方針 組合法令遵守(コンプライ 実践計画とし 守(コンプライアンス)体 アンス)のための実践計画 第四号議案 の一部改正」のとおりです。 品国民健康保険組合規約 に基づいて、令和五年度の (平成23年3月23日制定)」 、昭和34年4月1日施行) これは、「当組合法令遵 別掲(1)「名古屋市 令和五年度当 て策定された

古屋市食品国民健康保険組別掲(2)「令和五年度名

報告事

項

決

処

付した当組

合規

約

の

部

ンス)

のための

実践

計

画

別表

合法令遵守

(コンプライア

知県知 令和五 亘 でここに公 組合公示 得 組合規 名古屋市 く 年四 事 年 七 Ď 和 約 生事長 宗す 認可が 月 食品国 月 |組合会の議決を 五年三月十日第 0 第 <u>-</u> \Box 部改正につ 四 舟橋 七日に愛 民 あ 健 つ たの 左門 康 保

組和な合4り じて、 度から、 軽減の 第 3 項 品国民健康保険組合規約 おける未就学児の を改正する規約 会に報告したもの 日国から 合規 子育て世帯の まし 车]民健康保険法第25条%約を改正しましたの Ó 11 観点から、 補助 人当たり 規 毎 月 た。これ のとおりです 定に 年 11 東決処分により 「名古屋 されることと より、 :月末時上 です 令和(に伴い 人数に応 万二千 市 点に 兀 食

令和5年度名古屋市食品国民健康保険組合予算

(歳 入) (歳 出) 款 前年度 較 款 前年度 本年度 本年度 比 比 較 千円 千円 千円 千円 千円 千円 国民健康保険料 2,822,797 2,445,423 377,374 1 組合会費 1,000 1,000 0 2 使用料及び手数料 0 2 総務費 267.494 291,135 $\triangle 23.641$ 1 3 国庫支出金 2,139,551 1,958,690 180,861 3 保険給付費 3,019,685 2,765,184 254,501 前期高齢者交付金 0 | 4後期高齢者支援金等 976.148 888.927 87.221 4 1 1 5 県費支出金 0 5 前期高齢者納付金等 80,526 1 1 396.023 315,497 市費支出金 $\triangle 7,000 | 6$ 6 3,000 10,000 介護納付金 507,114 502,978 4.136 7 $\triangle 776 | 7$ 共同事業拠出金 共同事業交付金 87.979 88.755 116.036 120.285 $\triangle 4.249$ 8 財産収入 19 19 0 8 保健事業費 74,470 76,670 $\triangle 2.200$ 9 積立金 寄付金 1 1 0 9 2.003 3.003 $\triangle 1.000$ 10 繰入金 4 185,002 $\triangle 184,998 | 10$ 諸支出金 16,001 106,001 $\triangle 90,000$ 11 繰越金 350,000 $\triangle 50,000 | 11$ 予備費 30,990 21,385 9,605 400,000 12 諸収入 4,172 $\triangle 562$ 3,610 歳入合計 5,406,964 5,092,065 314,899 歳出合計 5,406,964 | 5,092,065 314.899

別掲(1) 名古屋市食品国民健康保険組合規約(昭和34年4月1日施行)の一部改正

(下線部分は改正部分) 行

改正案

(出産育児一時金)

第 11 条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保 | 第 11 条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保 険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金とし て 488,000 円を支給する。

ただし、健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号) 第36条ただし書に規定する出産であると認められると きは、これに12,000円を加算する。

2 (略)

(保険料の賦課額》

- 第16条 組合員は、保険料として次の区分による額を納 付しなければならない。
- 、甲組合員(事業主である者をいい、後期高齢者の組合 員を除く。)については、1人1か月につき、次のイ及 び口に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が 介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介 護納付金賦課被保険者」という。) である場合には、1 人1か月につき、イ、口及びハに掲げる額の合算額とする。 イ. 国民健康保険事業に要する費用(高齢者の医療の確 保に関する法律の規定による後期高齢者支援金(以

(出産育児一時金)

険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金とし て 408,000 円を支給する。

ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号) 第36条ただし書に規定する出産であると認められると きは、これに12,000円を加算する。

2 (略)

(保険料の賦課額)

- 第16条 組合員は、保険料として次の区分による額を納 付しなければならない。
- 、甲組合員(事業主である者をいい、後期高齢者の組合 員を除く。)については、1人1か月につき、次のイ及 び口に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が 介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介 護納付金賦課被保険者」という。) である場合には、1 人1か月につき、イ、口及びハに掲げる額の合算額とする。 イ. 国民健康保険事業に要する費用(高齢者の医療の確 保に関する法律の規定による後期高齢者支援金(以

下「後期高齢者支援金」という。)及び介護保険法の規 定よる納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に 要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課 額(以下「基礎賦課額」という。)

14,800円

- ロ.後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるた めに算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後 期高齢者支援金等賦課額」という。)
- ハ.介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定 した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額| という。)
- 二、乙組合員(従業員である者をいい、後期高齢者の組合 員を除く。)については1人1か月につき、次のイ及び 口に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が 介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月 につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ.基礎賦課額 10.800円 口.後期高齢者支援金等賦課額 2,600円 ハ.介護納付金賦課額 3,100円

(略) 三、

四、組合の世帯に属する被保険者については、1人1か 月につき、次のイ及び口に掲げる額の合算額とする。 ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者であ る場合には、1人1か月につき、イ、口及びハに掲げ る額の合算額とする。

イ.基礎賦課額 5,700円 口.後期高齢者支援金等賦課額 2,600円 ハ.介護納付金賦課額 3,100円

下「後期高齢者支援金」という。)及び介護保険法の規 定よる納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に 要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課 額(以下「基礎賦課額」という。)

14,800円

- 口.後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるた めに算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後 期高齢者支援金等賦課額」という。)
- ハ.介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定 した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額| という。)
- 二、乙組合員(従業員である者をいい、後期高齢者の組合 員を除く。)については1人1か月につき、次のイ及び 口に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が 介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月 につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ.基礎賦課額 10,800円 口.後期高齢者支援金等賦課額 2,600円 ハ.介護納付金賦課額 2,800円

(略) 三、

四、組合の世帯に属する被保険者については、1人1か 月につき、次のイ及び口に掲げる額の合算額とする。 ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者であ る場合には、1人1か月につき、イ、口及びハに掲げ る額の合算額とする。

イ.基礎賦課額 5,700円 口.後期高齢者支援金等賦課額 2,600円 ハ.介護納付金賦課額 2,800円

附則

(施行期日)

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

する。

業態組合事務担当者に配付

きるよう小

雪子

(マニュア

又はその疑い

のある行為を

を作成

役職員及び

発見

した場合は、

法令遵守

担当理事に

速やかに報告す

ついた適正な業務が推進で

2

法令、

規則

などに

基

5不祥事故への対応

事

役職員は、

不祥事:

故

研修等

2法令遵守

の

ための

指

2

法令遵守担当理事

規程等に則り

るため、

(適 用)

- この規約の施行の日前に出産した被保険者に係る名古屋市食品国民健康保険組合規約第11 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 改正後の第16条の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度以前の保険料に ついては、なお従前の例による。

別掲 2

和

五

年

度

名古

屋

市

食

品

康 実

険 計

組 画

合

法

令 遵

守

規則集等の整備

1

法令、 **職員が容易に閲覧できるよ** つにする。 役職員が遵守すべ 規則集を用意し、 役 き 把握 とその対応方針を理 報告し承認を得る。 2 した法令遵守関連情報 法令遵守担当理事

法 令遵守 の た め の 法 令 当理事に速やかに報告する。

法令遵守担

策定する。 握したときは、 からの苦情等を役職員が把

度の実践計画を次のとおり の規定に基づき、 令和五年 1

者

する基本方針 「 4 項 1 執行する。 4法令遵守関連情報の 組合員又は被保険

イアンス)体制の整備に関 険組合法令遵守 (コンプラ については複数職員により るとともに、 財務会計事

名古屋市食品国民健 康 事口 ーテーションを実施 務

(令和五

年三月十日第

百三十

口 践 保

組

合会

承

コンプライアンス)

ഗ

た 玉

め 民

の 健

3法令遵守のための管理 導を兼ねた研修を実施する。 事故防止の観点から、 不祥事故を未然に防止す 役職員を対象に指 3 ともに、 従い監督官庁に報告すると 会に報告する。 理事長は、 法令

とともに適切な調査を行う。 法令遵守担当理事 別掲(3)

名古屋市食品国民健康保険組合規約(昭和34年4月1日施行)の一部改正 新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減) 第16条の2 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、当該年度11月30日 時点における未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前であ る被保険者)の人数に応じて1人当たり12,000円交付される未就学児世 帯支援補助費は、未就学児のいる世帯の組合員又は当該組合員の世帯に属 する被保険者の保険料に充てる。なお、その充て方に関しては、別に定める。	(新設)

附則

(施行期日)

この規約は、愛知県知事の認可した日から施行し、改正後の第16条の2の規定は、 令和 4 年度保険料から適用する。

> 期限が決まります。 の違いにより、

ご注意くだ

昭和二三年八月二日~

昭

和

未満の方

②課税所得金額が百四十五万円

以上であっても、

収入額が次 に該当す

た方 発行期日 誕生月の翌月一日

以上の方(前記の②又は③に

れた方 |四年七月三| 日の間に生ま 有効期限 発行期日 令和五年八 誕生日の前日 月 Н

 \bigcirc

ア

又 は

_ イ

一九年七月一日の間に生まれ 一八年七月一日の 昭和二八年七月二日~令和六年七月三一日 発行期日 昭和二四年八月 有効期限 令和五年八月 \Box 間に生まれ 昭 昭 和

た 方

③同一世帯の被保険者の旧ただ · 3割の る方 が三百八十三万円未満 課税所得金額が百四十五万円 の合計額が二百十万円以下 ら四十三万円を控除した額 額の合計が五百二十万円未満 のみのとき、 し書き所得 以上のとき、 七十歳以上の加入者が一 七十歳以上の 方 $\widehat{\parallel}$ (総所得金額等か 現役並み所得者 その方々の収え その方の収 加入者が

渡しております。 高齢者の方には、 化した証を、 体化した被保険者証は、次の高齢受給者証と被保険者証が 七〇歳以上七五歳未満の と「被保険者証」とを一 令和三年度からお 「高齢受給 前期 体 者

準は、 2割か3割かは、 次のとおりです。

体化した被保険者証は、

前期高齢者の生年月日

発行期日と有効

▼2割の方 により決まります。その判定基 自己負担割合の判定基)課税所得金額が百四十五万円 前期高齢者の自己負担割合が (=一般所得者) 課税所得金額 準

有効期限 (ただ その月の 誕生日が \Box 0 場

令和六年七月三一

 \Box

医療法人 九愛会

【愛知】愛知県豊明市沓掛町石畑 180-1 ご予約・お問合せ番号:0562-93-8222

【三重】三重県鈴鹿市庄野町字久保 866 ご予約・お問合せ番号:059-373-4875

~ホームページ~

http://www.c-stc.or.jp



- ○健康診断・人間ドック ○生活習慣病(成人病)予防健診
- ○特定健診
- ○特定保健指導(支援)
- ○企業健診(巡回バス健診)

※健診につきましては、実施日時をご確認の上、 直接ご予約ください。

しんフード君」 及に努めます。

等の

善

5

趣

旨

事業等の周

知

事業の活性化と当協会

会員の確保に努めます。

名古屋市食品衛生協 公益社団法 画会

(事業方針)

中毒等飲食に起因する衛生 のための諸事業を行います。 品衛生管理や知識向上など 品関係事業者、 の品質向上を図るため、 上の危害の発生防止、 品衛生法の趣旨に則り 協会等と連携を密にし、 の時代となりました。 感染症法5類に分類される 梁症」は、令和5年5月に (重点方針) こととなり、ウイズコロナ 当協会は、各区食品衛生 新型コロナウイルス感 消費者の食 食品 食 食 食

2

めます。 食中毒の予防対策に努

2 主管理の推進します。 取り入れた衛生管理等自 HACCPの考え方を

3 等の推進します。 食品営業賠償共済、 食品衛生責任者講習会 あ

収支予算書

(単位:円)

		(丰匹・11)
	予算額	備考
(1) 経常収益		
基本財産 運 用 益	1,000	
受取会費	3,020,000	正会員、賛助会員等
事業収益	26,054,000	講習会、共済等
補助金	10,606,000	名古屋市、 日本食品衛生協会
委託金	12,381,000	責任者講習会、 自主管理講習会等
負担金	1,000	
寄付金	1,000	
経常収益計	52,064,000	
(2) 経常費用		
管理費	4,424,000	法人の運営
事業費	51,757,000	講習会、普及啓発、 指導・助言等
経常費用計	56,181,000	

(主な事業) 食品衛生月間やノ

間等に各区食品衛生協会 食品衛生の普及啓発活動 と連携して食品衛生パ 大会を開催する。 を行う。また、 レード、 ・ルス食中毒予防強化期 消費者懇談会等 食品衛生

日本食品衛生協会の重点 開催する。 ※eラーニング方式) 実務講習会 導項目 食品衛生指導員による 食品衛生責任者養成 THACCPO (集合方式・ を 5 4

3

する。 あった個人、 品衛生の向上に功績 なる施設、 名古屋食品界、 リーフレット等 団体を顕 朩 Δ

導を実施する。 理の指導・ 等を活用した自主衛生管 簡易検査、 管理の定着と振り返り」 考え方を取り入れた衛生 リーフレット 助言等巡回

6

検査機器の貸出に取り組 生的な手洗い」の普及 安全・五つ星事業」、 会の実施する「食の安心・ また、 日本食品衛生協 衛

食品衛生向上の模範 従事者及び食 \bigcirc

8 安定のための食品営業 生時の被害者救済と経営 の活性化に努める。 價共済等の普及に努め 会員の加入促進 食中毒等の食品 事故 事 る 賠 業 発

とテストを受けることで パソコン・タブレ る講習会とは マートフォンを使用 ンラインで講義動画の視聴 eラーニング方式に ット 才 ス ょ

努める。 ロウイルス食中毒 より、 警報等情報の 食中毒警報 提供に 注 意

理推進、 習会、 向上を図る。 口を開設し、 食品衛生に関する相談窓 実践等についての講習会 法の改正等についての講 万を取り入れた衛生管理 食中毒予防、 HACCPの考え 食品衛生の 自主衛生管 食 品衛生 知識

や自宅などで計画的に受 インターネット環境が整 必要な知識を習得する学習 受講者は講習会 職場 講 つ 厚生労働省認可共済

することができます。

場に集まることなく、

ていれば、

形態のことです。

(総合食品賠償共済)

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる 事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。

安心補償

生産物賠償リスク

- ●食中毒 ●異物混入等
- 施設リスク ●従業員の過失 ●施設の欠陥等
- ●店舗内の漏水で 階下の施設を汚損
- 受託物リスク ●お預かり品にか
- 携帯品リスク

ワンランク上の総合食品賠償共済誕生!

「あんしんフード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます

● 弁護士無料電話相談サービス お客さまトラブル等についてのより良い解決案、 対応のアドバイスが受けられます。

公益社団法人日本食品衛生協会 共済部 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1 TEL.**03-3403-2115** FAX.**03-3403-2734**

の人事 動 名古屋市保健所

業許可・届出等に係る企画調整)に 画調整官の小嶋雅代氏が、 福祉局医監)に前健康福祉局医療企 石井善久氏が就任されました。 前中保健センター保健管理課主査の 保田太郎氏が、食品衛生課主査 前食肉衛生検査所指導管理係長の久 長の尾関慎太郎氏が、 管理・検査業務管理)に前獣医務係 の森下千恵美氏が、主幹(動物愛護 長に前北保健センター健康安全課長 局参事(生活衛生)に前食品衛生課 人事異動が行われ、保健所長 長の村松智恵子氏が就任されました。 また食品衛生課では、食品衛生課 名古屋市では4月1日付けで定期 獣医務係長に 健康福祉

小嶋 保健所長

4月に保健所長に就任。 福祉局医療企画調整官に就任。 令和4年に名古屋市に奉職。 今年 健康

課長を経て、今年4月に健康福祉局 昇任。食肉衛生検査所長、食品衛生 平成25年に健康福祉局健康部主幹 年西保健所生活環境課主査に昇任。 参事(生活衛生)に昇任。 (動物愛護管理・検査業務管理)に 平成元年名古屋市に奉職。 平 成 19

健所生活環境課、

健康福祉局健康部

平成19年名古屋市に奉職。

中川

食品衛生課、中村保健所生活環境課

を経て、

平成29年教育委員会事務局

学校教育部学校保健課中学校給食係

中保健センター保健管理

今年4月に食品衛生

平成27年に千種保健所生活環境課長 年南保健所生活環境課主査に昇任。 昭和63年名古屋市に奉職。平成19

課主査

(営業許可・届出等に係る企

課主査を経て、 長に昇任。

画調整)に就任。

経て、今年4月に健康福祉局健康部 食品衛生課長に就任 に昇任。港保健センター健康安全課 北保健センター健康安全課長を

尾関

検査業務管理)に昇任。 品衛生課主査、 センター主査、 年千種保健所生活環境課主査に昇任。 て、今年4月に主幹(動物愛護管理 中保健所生活環境課主査、 平成16年名古屋市に奉職。平成27 同課獣医務係長を経 健康福祉局健康部食 動物愛護

久保田

同指導管理係長を経て、 指導係長、 主査に昇任。動物愛護センター管理 品衛生課、中保健所生活環境課を経 所生活環境課、 食品衛生課獣医務係長に就任。 平成20年名古屋市に奉職。 平成27年熱田保健所生活環境課 食肉衛生検査所検査係長 健康福祉局健康部食 今年4月に 中保健

会和5年度融昌配署惠

			中人工	2 4	反引	耿	1日 ほ	旦。	K					令和 5	年4月	1日現在
健康部 食品衛 食品衛	社局長 長 5生課長 5生係長 (営業許可届出	杉 森 木	公			参主食	幹(重	生活領 動物愛護 全対意	新生) 管理・ 策係長		務管理)	小村尾森久	松		代子郎正郎	
保健センター	所	長	保健管理課員健康安全課員		主	幹(健	康安	全)	企	画管	理係	長		は主査(1		愛護等担 主·動物愛
千東北西村中和穂田	松野金田神山葛安夏本呂田邊谷田島福田	光優誠 美敬清小洋弘樹一裕歩一隆里幹	伊鵜柘水近小林遠和藤飼植谷藤林 島出	夫弓茂介喜哉子菜江	内上森	藤田	仁早弥	美穂生	鈴鈴橋尾荒泳岩中内	木木本崎川田田田田田	一博美貴恭勝悠 悟	郎貴子弥光俊佑肇郎	小清志今山杉松佐加安	島水築西岸本村野藤田	陽康和崇純太正直達智	
中港南山緑東白	伊片五柏大細長 谷	恭 雅賴晃哲 三郎弘也	土林 坂伊 野藤	里 番子郎徳男彦理	畄	﨑	淳	子	前松髙横永柴柏	川井橋井井田原	雄康良邦孝 康	一晴法彦行博孝	篠濵首筒中原吉	原口代井畑田田	· 重恵敏淳幸広尚	理

令和 5 年度 屋市 品衛

項に基づき策定するもので 品衛生法に基づく監視指導 衛生監視指導計画」は、食「令和5年度名古屋市食品 かつ効果的に実施するため 等の事業を重点的、 食品衛生法第24条第1 効率的 関

もに、リスクコミュニケー る指導又は助言を行うとと ピロバクター食中毒防止に た衛生管理の実施及びカン 2023」の最終年度となり 令和5年度は、「行動計画 画」としても位置付けられ、 式を取り入れながら進めて ションについても新たな方 ついて食品等事業者に対す 向けて、HACCPに沿っ に定める成果指標の達成に ます。「行動計画2023」 達成に向けた「単年度の計 動計画」という。)の目標 ための行動計画」(以下「行 市食の安全・安心の確保の 安心条例に基づく「名古屋 いく必要があります。 また、名古屋市食の安全・

古屋市食品衛生監視指導計 古屋市では、「令和5年度名 こうした状況を踏まえ、名

> いては「名古屋市公式ウェ次のとおりです。詳細につ めざして)」をご覧ください。 ブサイト(食の安全・安心を 画」を定めました。概略は

・関係機関との連携 監視指導計画の実施

所は、 ながら、食品衛生に関する 国や他自治体と連携を図り 確保を図ります。 により、 情報交換や協議を行うこと 肉衛生検査所及び衛生研究 ター、食品衛生検査所、 食品衛生課、16区保健セン 関係部局、関係機関 食の安全・安心の 食

(3) リスクコミュニケー (2) カンピロバクター (1) HACCP に沿った 中毒防止対策の強化 ションの充実 指導·助言等 衛生管理の定着に向けた 令和5年度の重点事項 食

監視指導及び食品等の

検査の実施 食の安全を確保するため 食品衛生法やその他関

> 検査を実施します。 する監視指導及び食品等の 効果的に食品関連施設に対 係法令に基づき、効率的かつ

(1) 食中毒防止対策

やアニサキス食中毒対策

(2) 食品関連施設に対す る監視指導

夏季や年末の食品衛生対 よる重点的な監視指導 策など各種対策事業に

(3) 食品等の検査

過去の違反発見状況や食 実施 など 計画的な収去検査等の 品の特性等を踏まえた

食中毒等健康被害発生時

違反食品等発見時の対応

市民からの苦情・相談へ

災害時の食品衛生の確保

定制度

の実施 など

〔4〕危機管理体制の整備 と緊急時の対応

の対応

食中毒等の公表

(5) 食品衛生業務に係る 人材育成

> 食品衛生監視員等の研 査研究の実 施

曲

施する衛生管理の推進 (2) 制度に関する指導等 (1)事業者への情報提供 食品等事業者自らが実

(4)食品衛生自主管理認 支援 (3)食品衛生団体等への

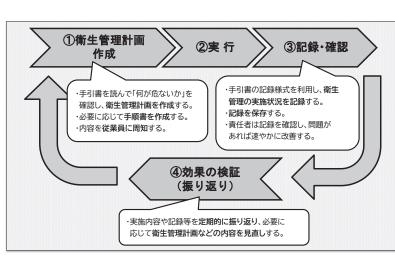
5 リスクコミュニケ

> ション事業及び情報発信 (1) リスクコミュニケー

(2) 食の安全に関する情報

の配信 なごや「よい食」メー 名古屋市公式ウェブサ ル(メールマガジン) イトによる情報発信

こ@食品安全・安心学 T Witter 習センター)による情 へな



HACCP に沿った衛生管理

HACCPに沿った衛生管理で安全な鶏肉料理を提供しましょう!!

カンピロバクター食中毒が名古屋市で多発しています。過去5年間に市内で発生した食中毒77件中29件と、4割近くを占め、食中毒の原因で第1位でした。また、カンピロバクター食中毒29件中25件で、「加熱用」と表示された鶏肉が鶏刺しや鶏レバ刺し、鶏肉のしもふり、鶏肉のたたきなど、生又は加熱不十分な鶏肉料理で提供されていました。

カンピロバクターは主に鶏や牛、豚などの腸管内に存在する細菌です。特に鶏肉や鶏の内臓はカンピロバクターが高率で検出され、少ない菌数でも発症します。「新鮮だから生で食べても大丈夫」、「表面を加熱すれば大丈夫」は間違いです。衛生管理計画では、以下のポイントを参考に安全な鶏肉料理を提供するための調理方法を考えましょう。

名古屋市では、年間を通じて食品等事業者への監視指導及び消費者への啓発を行うとともに、5月及び9月を監視強化月間として、生又は加熱不十分な鶏肉料理を提供する飲食店等に対する監視指導を重点的に行います。

カンピロバクター食中毒防止の主なポイント

ポイント①:加熱

鶏肉等は中心部まで十分に加熱 (75℃ 1 分以上)

ポイント②:二次汚染防止

鶏肉等の食肉に触れた手や包丁、まな板などは十分に 洗浄・消毒

※焼肉店等の客が自ら調理する飲食店では、生肉専用トングなどを用意し、利用客に対して、器具の使い分けや、食肉の十分な加熱について注意喚起しましょう。

◇令和4年 に市内で発生したカンピロバクター食中毒

発生	年月	原因施設	主な提供メニュー	原材料の鶏肉			
	1月	飲食店	鶏刺し、鶏タタキ	不明			
	1月	飲食店	鶏刺し、焼鳥	加熱用			
	5月	飲食店	焼鳥	加熱用			
R4	9月	飲食店	鶏レパ刺し、焼鳥	食肉製品、加熱用			
	10月	飲食店	鶏ユッケ、焼鳥	加熱用			
	11月	飲食店	焼鳥	加熱用			
	11月	飲食店	焼鳥	加熱用			

詳しくは … https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000099438.html

名古屋市食品衛生自主管理認定制度に基づく認定について

「名古屋市食品衛生自主管理認定制度」は、名古屋市食の安全·安心条例に基づき、食の安全の確保に関する優れた取組みを自ら行っている施設を名古屋市が独自に認定し、公表する制度です。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。※取得は任意です。

令和4年度 新規認定施設

認定番号	施 設 名	認定事業者名				
第99号	株式会社華桔梗	株式会社華桔梗				
第100号	日進乳業株式会社 長先工場	日進乳業株式会社				
第101号	エスパシオエンタープライズ株式会社 グルメキッチン	エスパシオエンタープライズ株式会社				
第102号	株式会社イトピー	株式会社イトピー				
第103号	松河屋老舗本店	株式会社松河屋				
第104号	ヨコイピーナッツ株式会社	ヨコイピーナッツ株式会社				
第105号	丸大水産株式会社 名古屋工場	丸大水産株式会社				
第106号	株式会社出雲流通センター	株式会社出雲流通センター				
第107号	ユニオン商事株式会社	ユニオン商事株式会社				
第108号	社会福祉法人紫水会 オーネスト紫花	社会福祉法人紫水会				

認定施設は「名古屋市公式ウェブサイト」でも紹介しております。 <アクセスはこちら>

https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-12-0-0-0-0-0-0.html



